

2026年度の施策提案と 予算編成に関する要望書

河内長野市長
西野 修平 様

2025年 11月 26日

日本共産党 河内長野市議会議員団

丹羽 実
宮本 哲
駄場中大介

目 次

I. 新年度の重点項目	1
II. 具体的な要望事項	4
(1) 子ども、福祉に関するもの	4
<児童福祉関係>	4
<老人福祉関係>	5
<障がい者福祉関係>	6
<健康推進関係>	7
<保険年金関係>	7
<福祉事務所関係>	7
(2) 環境に関するもの	8
(3) 教育に関するもの	9
(4) 都市づくりに関するもの	11
<都市整備、道路関係>	11
<公園河川関係>	13
(5) 税務、市民窓口に関するもの	14
(6) 自治安全に関するもの	14
<危機管理関係>	14
<自治協働関係>	15
(7) 産業、経済に関するもの	15
<観光・産業政策関係>	15
<農林関係>	16
(8) 生涯学習に関するもの	17
(9) 上下水道に関するもの	17
(10) 消防に関するもの	18
(11) 総合政策、総務に関するもの	18
(12) 選挙に関するもの	19
(13) 国・府に対して要望するもの	20
<国に要望するもの>	20
<国・府に要望するもの>	23
<府に要望するもの>	23

1. 新年度の重点項目

1. 空き家対策を正面に、人口減少時代の街づくりを。
 - ・空き家係を空き家課に発展させ組織強化を。
 - ・管理空き家の流通を促進する。空き家の所有者と転入者の両方にアンケートを行い、新築物件・中古物件等のニーズ調査を行う。
 - ・市外の不動産会社、駅ターミナルなどでPRを。
 - ・市内事業者による住宅リフォーム支援制度を創設する。
 - ・相続登記の義務化をチャンスに、相続税の判例など具体的な情報提供を行う。
 - ・空き家の有効活用は、テレワークやサテライトオフィス等の誘致を特別顧問の力も使い進める。
 - ・放置空き家対策は近隣住民の生活を守る立場で進め、全国の経験に学び、特定空き家に指定すること（固定資産税軽減の廃止）での解決を目指す。
 - ・赤峰産業用地化を期に、さらに「産官学金」の取り組みを進め、地域雇用、地域消費、地域循環型経済で、地元企業と共存共栄の街づくりを。市外に進学する生徒にも就職に際しての市内企業情報を伝えるため、市内中学生の登録制度をつくる。地域の力で、地元で就職する若者への奨学金返済補助制度や家賃補助制度を目指す。工業高校・職業訓練大学校との結びつきを強化し、学校版ワークワクワク河内長野をさらに広める。
 - ・非正規の求人に対して応募が少ない保育士・学童支援員・介護士などの職種の賃上げや正職雇用を進め、安定した地元雇用を広げる。
 - ・公契約条例を制定する。事業者とメリットや問題点を共有しながら、一緒に制定を目指す。総合評価入札方式を導入し地域事業者と労働者を守る。
2. 住民と双方向で話し合い公共交通を守る。
 - ・住民と行政が公共交通の実態について話し合う場を設ける。
 - ・南海バス路線の廃止に伴い、低所得者層への移動支援を行う。モックルMaaS・モックルチケット・割引を継続する。バスの乗り継ぎ割引を行う。
 - ・高齢者おでかけチケットを復活する。
 - ・持続可能な公共交通のために、定期券補助やバス利用者へのモックルポイントの付与、「まちなかクーポン」の復活、地域の実情に応じた移動手段を確保する。

- ・シニアカー購入補助制度を創設する。
 - ・南部住宅団地から371バイパスを通って上原商業地のバス路線を。
3. ごみ収集は戸別収集を視野に入れ、市民生活に寄り添い更に発展させる。
4. 誰もが自分らしく生きられる社会に。ジェンダー平等社会を推進し、多様性の尊重、ハラスメントを根絶する。
- ・男性の育児休業取得率を向上させる。積極に取り組む企業をPRする。
 - ・男女の賃金格差を無くす。
 - ・公共施設や小学校にも生理用品を設置する。
 - ・同性婚に事実婚と同等の権利を保障するよう、市条例を定義する。
 - ・市職員や教員に対する継続的なLGBTQ+学習会と相談窓口を設置する。
 - ・意義を説明できないブラック校則を無くし、子どもが主体的に校則を作る。
 - ・外国人など多文化共生社会をすすめる。
 - ・不登校児童・生徒の多種多様な居場所作りを行い、通学補助を行う。小学校に支援ルーム・支援員を配置する。
5. 子どもの成長に寄り添って。
- ・給食費の段階的無償化はスケジュールを決め早期にすすめる。
 - ・子ども医療費の窓口500円負担をなくし、完全無償化にする。
 - ・年度途中の保育所待機児をなくす。
 - ・支援学級の生徒を含めて35人または40人を上回る学年に市独自で学級を増やす。
 - ・奨学金基金を活用し、高校入学準備金を創設する。
6. 自然と共存し、持続可能な農業を。
- ・市として2050年までにCO2ゼロを実現するために、国の補助金を活用した市の制度をさらに使いやすいものにする。
 - ・事業者と話し合いをすすめ、それぞれが自主目標を設定し、実効性のあるものにする。
 - ・家庭から出る剪定枝を資源ごみとして回収し、燃料や肥料化する。コンポスト等の生ごみ処理機購入補助金を復活させる。

- ・農の担い手を空き家の斡旋や農機具の貸し出しなどをパッケージ化して全国に募集を。
- ・全国の田舎暮らし希望者にPRを。また、生産物を学校給食に出荷できる仕組みを。
- ・地元農産物や有機農産物を給食食材とすることで、安定的な生産が出来るようとする。

7. 災害に強い街づくりを。

- ・タンスなどのない部屋を寝室とすることを周知し、家具の転倒防止対策の補助を行う。
- ・防災無線が聞こえにくい地域への、戸別受信機の貸し出しを広く広報し普及する。

2. 具体的な要望事項

(1) 子ども、福祉に関するもの

＜児童福祉関係＞

1. 保育所待機児は年度途中でも絶対に出さない。公立子ども園や公立小規模保育所も視野に入れ、公立園で0歳児から受け入れる。
2. 児童福祉法を守り待機児をなくすために、家賃補助など保育士が安心して働ける環境を市独自で整え待遇を改善する。公立保育所は正規職員を雇用し、0・1・2歳児の保育所入所の最後の砦とする。民間保育所も保育士を正規職員として雇用できるように補助金を出すよう国に要望する。
3. 0歳から2歳児の保育料を引き下げる。
4. 保育料の多子軽減を第2子より行う。
5. 公立保育所の延長保育料は値上げせず、保育料の負担軽減をめざす。
6. 栄養士、看護師、給食調理員の配置を正職員の増員で進めるとともに労働条件の改善や賃金引き上げを行う。民間保育所に対してはこれらに見合う補助金制度を創設する。公立保育所業務の一部民間委託（給食）はしない。
7. 保育士配置基準を市独自で充実させる。特に1歳児は4対1、3歳児は15対1とし、それに見合う補助金を民間保育所に助成する。（現在、1・2歳児5対1（国基準は6対1）、3歳児15対1、4・5歳児25対1。（令和6年より国から1歳児5対1に補助金が出る）
8. 保育施設の児童の給食費・副食費に補助を行う。（令和7年9月～令和8年2月、物価高騰のため無償化）
9. 小規模改善費補助金を1／2から2／3に戻す。（民間保育所小規模改善費補助金交付要綱第4条）
10. 障がい児の保育所入所については、保護者の就労にかかわらず入所希望者を受け入れる。
11. 障がい児に対する保育を充実させるため、公立保育所が率先して障がい児を受け入れる。民間保育所が障がい児を受け入れやすくするために補助金をさらに増額する。
12. 保育料の無償化により減少した市の負担、保育園分で約4000万円、幼稚園分で700万円は子どもの政策のために使う。

＜老人福祉関係＞

1. サービス付き高齢者向け住宅などに頼らず特別養護老人ホームを拡充し、待機者をなくす。
2. 要介護認定を受けている65歳以上で寝たきりや認知症の高齢者は、身体障がい者手帳などを持っていなくても所得税や市・府民税の障がい者控除が適用されている。現在の申請方式ではなく、要介護認定者の全員に市の障がい者控除対象者認定書を発行する。
3. 介護保険特別会計に一般会計から独自繰入を行い、保険料を軽減する。
4. 低所得者層の介護保険料の減免を充実する。減免対象者の預貯金の限度額（350万円）は引き上げる。（市介護保険法等施行規則79条2（3））
5. 介護保険を利用する際のケアプランチェックは、監視の立場ではなく、本人や家族と一緒に考えていく。
6. 市独自で低所得者に対する介護保険一部負担金減免や家賃・食事代など利用料助成制度を充実し、受給基準を緩和する。（市社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減事業実施要綱）
7. 介護労働者と事業者の実態調査を行い、介護従事者の労働条件改善を行う。
8. 市の在宅介護支援金（月1万円）を存続し、支給条件を緩和する。
9. 介護用おむつを必要とする高齢者へのおむつ代補助制度を創設する。
10. 福祉センターの入浴料を低所得者は無料にする。せめて毎月26日を「風呂の日」として無料にする。健康器具などは有料化しない。
11. 福祉センターの南部地域や北部地域の整備は、既存の空き施設を利用する。まずは、あやたホール・くすのかホールへの送迎バスを運行する。
12. 高齢者がいきいきと暮らせる街づくりをすすめるために「敬老自治体宣言」を行う。
13. 要望のある公園には高齢者が楽しみながら安全に健康づくり・体力づくりができる健康遊具（介護予防遊具）をさらに整備する。
14. 寝具洗濯乾燥サービス事業の所得制限を撤廃する。（寝たきり65歳以上、9割助成、年間6回まで）
15. ラブリーホールの和室にも高座椅子を市の責任で設置する。
16. 高齢ドライバーの免許返納者への優遇措置を周知徹底し、河内長野市としても警察や企業と連携して積極的におこなう。年齢制限を撤廃する。まちなかクーポンを復活させ、あいにく一ぽんの割引等を実施して頂いているお店にも協力を願いする。

17. 地域包括支援センターの職員を増やして市直営も含め拡充し、中学校区単位で配置する。
18. 加齢性難聴の補聴器への補助制度を拡充する。

＜障がい者福祉関係＞

1. 災害時に備え、障がい者施設と連携し、発電機購入補助や災害時の制度を確立する。障がい種別を考慮した避難計画を策定し、災害時の対応や支援者の配置は市域を越えた連携の中で市の責任で行う。
2. 重度障がい者タクシー利用料助成は維持する。またガソリン券も選択できるようにする。
3. 障がい者のインフルエンザなどの予防接種ならびにコロナワクチン接種は、合理的配慮のもと、福祉センターや保健センターで接種できるようにし、全額助成する。
4. 障がい者とともにガイドヘルパーなどが診察室に入れるコミュニケーション支援制度を摘要する。
5. 障がい者のグループホームの家賃補助を行う。
6. 障がい者の生活を保障する「選択できる多様なくらしの場（入所施設・グループホーム等）」を国・府・市の責任で早急に整備を進める。
7. 障害福祉計画策定の際には入所施設の待機者が多数いること、また老障介護の実態から、施設入所支援の利用者の削減を目標とすることはやめる。
8. 重度障がい者の上下水道料金軽減措置を復活させる。
9. 重度障がい者医療費助成制度を存続させ、精神障害2級をはじめ中軽度の障がい者も助成対象とするよう府に求めるとともに当面は市独自の施策をすすめる。
10. 就労困難な若者の就労できる場（A型）を、市として発掘する。
11. 厚労省通達（H19年3月28日）を踏まえ、65歳になっても一律に介護保険サービスに移行することなく、これまでのサービスが受けられるよう丁寧に説明する。64歳までの障がい者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料を無料とする。
12. 障がい者の保護者が急病などの緊急時に相談でき、ショートステイをすぐに利用できるよう、24時間対応のシステムを市としてつくる。ショートステイの受け入れ先は、可能な限り連続性を持たせる。
13. 療育手帳の更新は日数がかかり、重度障害者の医療証が使えなくなっている。市の裁量で医療証を使用できるようにする。
14. 一次避難所への障がい者の福祉避難室を設置する。

＜健康推進関係＞

1. 特定健診の健診科目を充実させる。(胸部レントゲン、眼底検査、尿ウロビルノーゲン、など) 前立腺関係の疾病を早期発見するため、P S A 検査を入れる。
2. 健診率向上や医療費抑制のためにも、保健事業で行っている各種がん検診は無料に戻す。
3. 乳幼児へのインフルエンザ、おたふくかぜなどの予防接種は全額補助する。
4. 帯状疱疹の予防接種への補助を増額する。
5. 中小零細業者のために、休日にも基本健康診査ができるようにするとともに、集団健診制度を創設する。
6. 市として障がい児向けのプール事業を行う。
7. 保健センター・子育て世代包括支援センター（ゆめっく）へは、バス停から傘を差さずにアクセスできるようにする。
8. がん検診で異常なしの場合は、医療機関に結果を聞きに行くのではなく、郵送で知らせる。

＜保険年金関係＞

1. 何らかの理由で国民健康保険料が納付できない被保険者の方への納付相談はこれまで通り寄り添った対応を続ける。
2. 国民健康保険の財政調整基金を全て活用して、特定健診の検査項目を充実させるなど、あらゆる手段で被保険者の負担を軽減する。アスマイルへの追加ポイントの発行をやめる。
3. 国民健康保険料について、子どもの均等割は市として全額補助し、対象年齢を拡充する。(現在、未就学児 5割軽減)
4. 子どもや高齢者・重度障がい者やひとり親家庭の入院食事療養費の補助を復活する。
5. 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の葬祭費や在宅介護支援金など市民が受けとくことができる福祉制度を維持し周知徹底する。

＜福祉事務所関係＞

1. 低所得者への上下水道料金の減免制度を創設する。
2. 「生活福祉資金貸付制度」を利用しやすくする。貸出し窓口を社会福祉協議会から福祉事務所に移し、基金を増額する。

- 就職困難者や生活困難者への親身に寄り添った支援を強化し、貧困を生み出さないようにする。
- 平成30年4月以前から生活保護を受給している世帯にも、エアコン設置の補助を行う。
- 生活保護費横領事件の反省から福祉事務所長と福祉部長の兼務を無くし、生活保護のケースワーカー配置について社会福祉法第16条の定める標準数（被保護世帯80世帯に対して1名）を遵守する。

（2）環境に関するもの

- ごみの戸別収集の手法を排除しない。収集方法、ステーションのあり方は、地域の実情に応じ柔軟に対応する。粗大ゴミの収集方法を改善する、ふれあい収集は、希望者には週2回燃えるゴミの収集を行う。
- ごみシールの配布枚数の多段階化を行う。
- 剪定枝をリサイクルする仕組みを構築する。コンポストを推進し生ゴミを減らす。
- 資源ごみの回収、再利用を拡大する。
- 太陽光パネル補助等の独自の補助制度を創設する。太陽熱温水器や、省エネ家電の買い換えへの補助を行う。
- 気候非常事態宣言を機にゼロカーボンを全庁的に推進し、市・事業者・市民が話し合うテーブルをつくり二酸化炭素削減に向け積極的にすすめる。
- 一般住宅の高断熱化工事への補助金や、市再生可能エネルギー導入促進補助金は既に太陽光発電装置を設置している家庭にも適用する。
- クビアカツヤカミキリ対策は広く情報を集め、自治会の協力を得ながら行う。国に対して、抜本的な補助を求める。伐採後には抜根し植樹する。
- 河川や山間部へのごみ・産廃の不法投棄は積極的に清掃する。不法投棄の防止策も講じる。
- 粗大ごみの日には有価物の抜き取りが後を絶たない。「もったいない市」を自転車や家具などにも拡大する。資源選別作業所に家電や自転車・鉄製品などを持ち込めるなどを周知する。リユース（再利用）、リデュース（減量）・リサイクル（再資源化）を啓発する。
- 元株式会社東洋のアスベスト公害については、健康診断・情報公開など特別な援助を続ける。民間施設についてもアスベストの有無などの情報を公開するよう指導する。

(3) 教育に関するもの

1. 障害児のダブルカウント分は、市独自で35人学級にする。
2. 市独自に小中学校全学年で30人学級をめざす。(令和7年度35人学級は小学校全学年)
3. 避難所にもなる学校には、全ての特別教室にもエアコンを設置する。
4. 学校に多目的トイレを増設する。
5. 学校トイレの個室に生理用品を設置する。
6. 学校のトイレは、早急に洋式化する。男子トイレは、用を足しているところが外から見えないように個室化も含め改善する。災害時の避難所を想定し、大人が使えるトイレを整備する。
7. 府が進めるチャレンジテストには参加しない。
8. 「日の丸・君が代」を強制せず内心の自由を守る。
9. 公教育の範囲を超えた準2級以上の英検受験料補助は行わない。(中学校卒業相当は3級)
10. 小学校の教員加配(マイタウンティーチャー)を復活する。
11. 必要とされている学校の教室に網戸を設置する。
12. 学校用務員は民間への委託ではなく、市職員とする。
13. 学校安全管理員を常駐させる。
14. 児童・生徒の登下校時の安全確保のため、巡回パトロールや見守り隊などへ必要な補助をすすめる。
15. 教員用教科書は教職員の要望に応じて配布する。
16. 指定物品の購入など保護者負担の軽減をはかる。
17. 小・中学校の需要費・備品費及び宮嬢費は現場の声を取り入れ十分に確保する。
18. 部活動の備品は、学校間で共有できるようにする。
19. 学校給食は、アレルギー対応の給食をつくり個別対応をする。
20. 学校給食の材料購入については市内業者を優先させ、安全で新鮮な地元農産物を多く取り入れる。
21. 学校給食の運営は、常に保護者や教師の意見がよく反映されるようにする。学校給食会、献立作成委員会、物資購入委員会は維持発展させる。
22. 子どもたちが本に親しむ機会を増やす。読書指導を強めるため専任の司書職員を増やし、全校に配置する。(現状、長野小、三日市小には単独で配置。小中18校を9人で担当。)

23. 府立支援学校への通学バスに、必要に応じて看護師を配置する。
24. ジェンダー平等をすすめるとともに、L G B T Q +の存在を知らせ、性の多様性を尊重し、全ての人間が個性豊かに「自分らしく」生きられる社会のありかたについて認識を深められる教育を推進する。
25. 不登校の相談員が小学校ではまだ4校しか配置されていない。全校に配置する。(中学校は全校に配置されている)
26. ゆう☆ゆうスペース（学びの多様化教室）のボランティアには、最低賃金を支払う。ゆう☆ゆうスペースやフリースクールに通う子どもに通学費の補助を行う。フリースクールに対して運営を応援する。
27. 高校生の市独自の奨学金の給付条件を広げ多くの人が受けられるようする。奨学金基金を食いつぶす基金の取り崩しは行わない。市HPにわかりやすく掲載する。
28. 教育をゆがめる「全国一斉学力テスト」は実施しないよう国に求めるとともに参加しない。
29. コミュニティスクールは、地域の声を双方向に活かせる人選をおこない、審議会の形式をやめる。
30. 小中学校の統廃合や小中施設一体などは強引にすすめず、十分に保護者や地元住民の意見を反映させる。
31. 教育委員会が小中一貫教育や義務教育学校をトップダウンで押しつけず、教員の負担にならないように現場の声をよく聞く。
32. 学童保育の開設日は、保育所と同様にする。土曜日の開設時間を平日と同様に19時まで延長する。
33. 学童保育の保護者の負担金・諸費用を抑制する。トイレや支援員の休憩室を含め施設を改善し、支援員は正職員として採用する。
34. 学童保育の学校体育館の利用手続きを簡素化する。(夏の熱中症対策)
35. 学童保育を希望する障がい児については、障がいの程度、保護者の就労にかかわらず受け入れる。
36. ブラック企業化した教職員の就労実態を常に把握し、よりよい休憩室の設置をはじめクラブの顧問の過重労働問題など、労働条件を改善する。
37. 外部から部活動を指導する部活動指導員を増員する。生徒が様々な部活を選択できるようにする。
38. 小規模中学校の部活については、他校との合同練習など教職員の負担にならないように、外部や地域の力を借りて、制度として改善を進める。
39. 西中学校の通学路を見直す。(新滝畠住宅ー外環状線の間)

(4) 都市づくりに関するもの

＜都市整備、道路関係＞

- 放置されている空き家・空き地対策は、「空家等対策特別措置法」「市空き家条例」「市きれいなまちづくり条例」の法や国の新ガイドラインに基づき解決を目指す。
- 空き家の商業利用や家庭菜園への利用促進・緩和を進め、固定資産税相当分の補助金を出すなど良好な住宅環境を守る。
- 遺産相続の相談窓口を設置するなど、空家になる前から不動産流通ルートに載せやすくする。
- 赤峰市民グランドの工業地化や上原高向地区の開発に伴い、地元雇用や男女均等待遇、再生可能エネルギーの推進を図る企業に対して優遇制度をつくり、良好な街づくりを進める。
- 南花台U R跡地のサッカースタジアム建設・公園整備については、住民から出ている路上駐車、交通渋滞、犯罪、ごみ、騒音、光害、スタジアム経営への長期的な展望などの声に確実に応える。たとえ市の支出が無いとしても、国家賠償法に基づくリスクを背負う「ゼロ円指定管理」の手法ありきではすすめない。
- 南花台の公園集約は、住民の声を聞いて進める。
- 上原高向地区の開発について、過去の河内長野・三日市町駅前開発を教訓にし、市が責任を負うような係わり方はしない。市は土地を借りない。大型ショッピングモールなどの誘致ではなく、地域と融合した街づくりを推奨する。
- モックルコミュニティバスの乗車料金は現在の上限200円を継続し、臨時便の増便など、さらに利用しやすくする。
- 市営住宅の家賃値上げを抑制し、減免制度は充実させる。
- 傷んでいる市道や市民から要望のある生活道路の舗装・改修は歩道も含め長期計画を立て必要な予算を確保し整備する。
- 南海・近鉄駅の全駅にAEDを設置するよう鉄道事業者に要請する。
- バス停の屋根やベンチなど待合施設を充実する。歩道の各所に休憩の出来るベンチを設置する。寄付型ベンチ（ホッとベンチ事業）は寄付者が寄付しやすいように改善し、寄付者を積極的につける。
- 道路にはみ出している支障木については、市の責任で剪定する。
- 調整池の管理は計画的に行う。
- 南海千代田駅東側の違法駐輪は、引き続き南海電鉄と協議・協力する。

16. 事業者が開発を行う際には、良好な住環境を守り、住民と事業者と市が十分に協議できるよう「開発事業の手続等に関する条例」に基づき指導する。
17. 旧高野街道の整備・保存は、地元の意見を尊重してすすめる。
18. 河内長野駅前平面駐車場の活用は、ノバティながの管理組合や河内長野都市開発株式会社と十分に協議し、早期に進める。
19. パチンコ店の出店を規制し電飾（光公害）についても規制する。
20. 里山や緑地帯を守り市街地に自然と緑を保存する。
21. 南河内サイクルライン（八尾河内長野自転車道）をルート変更も視野に入れ、くろまろの郷を経由して滝畠まで延伸する。
22. 通学路などの安全対策として、グリーンベルトの追加・更新や、ゾーン30、ゾーン30+（物理的な速度制限）を指定する。
23. U R団地再生事業で売却予定となっている千代田団地は、住民の声を聞き不安を取り除くよう努力する。計画は早く住民に公開するようU Rに働きかける。
24. 市民からの要望の多い以下の箇所などを改善する。国道・府道については、府に強く要望する。
 - ・千代田小学校前交差点の交通混雑を解消する。
 - ・千代田駅の外にトイレを設置する。
 - ・通学路にもなっている市道松ヶ丘一小山田一広野線の広野一小山田間を拡幅し、待避所も設ける。
 - ・寺ヶ池南堤付近の狭隘部分を拡幅する。
 - ・小山田口交差点の小山田方面と莊園方面の拡幅など抜本的交差点改良を行う。
 - ・外環状線市町交差点一千代田小学校間に歩道を設置する。
 - ・近鉄汐ノ宮駅の踏切を拡幅する。
 - ・南海千代田駅の踏切を拡幅し、南側にも歩道を設置する。
 - ・七ツ辻交差点の拡幅と、ラブリーホールから駅方面向きの右折レーンの新設、歩道設置、電柱のセットバックなど改善をすすめる。
 - ・国道371号線の新町橋交差点付近の特に危険な箇所に歩道を設置する。
 - ・国道371号線バイパスの上原町交差点の立体化を進める。当面の間、信号を改善し、混雑を解消する。
 - ・旧国道170号線汐ノ宮一向野地域の歩道設置と適時草刈りをする。

- ・旧国道170号線汐ノ宮一向野の近鉄の高架を拡幅する。
- ・旧国道170号線の菊水北交差点の南向き車線に右折矢印信号を設置する。
- ・国道310号線の菊水町ガード下から河合寺交差点までの歩道設置を行う。
- ・国道310号線の菊水町の南海電鉄ガード下の拡幅整備を促進する。
- ・国道310号線千代田駅から南海車庫までの間の歩道を整備する。
- ・国道310号線の原町北交差点の北側に右折レーンを設置し右折信号を整備する。
- ・府道221号線の新前川橋から国道371号片添町交差点の間の北側に歩道を設置する。
- ・ふるさと農道の路肩清掃や草刈りを進める。
- ・府道加賀田片添線の拡幅整備と歩道を設置し、安全対策を進める。
- ・大阪南医療センター西入口付近の道路を拡幅する。
- ・よしや峠の道路を拡幅する。
- ・市道原狭山線の市職員駐車場前の交差点を改良し、安全にする。
- ・市民交流センター前交差点の市役所から赤峰方面向きに右折レーンを設置する。
- ・貴望ヶ丘バス停前に信号機を設置する。
- ・南海高野線の上にかかる老朽化した橋は、早急に点検し改善する。府管理の橋は府に改善を求める。
- ・千代田西友前バス停（下り）に南海バスと協議し屋根を設置する。
- ・モックルバスの千代田駅前の大坂南医療センター方面行きバス停にベンチを設置する。
- ・三日市町駅前ロータリーのバス・タクシーと自家用車の棲み分けを行う。
- ・府が管理する河川にかかるいわゆる勝手橋については、里道、通学路、生活道路などは市が引き取り管理する。

＜公園河川関係＞

1. 公園の管理は指定管理では無く直営に戻す。
2. 公園のトイレの洋式化を進める。男子トイレは外から用を足しているところが見えないようにする。

3. 要望の多い公園に時計・トイレを設置する。
4. 石川の向野地域、西除川の桐ヶ丘地域を浚渫するよう府に求める。
5. 公園の遊具は、減らさず充実させる。また整備点検を強め安全を確保する。健康遊具（介護予防遊具）を設置する。
6. 加賀田公園や三郷団堰（寺ヶ池水路）などに遊歩道を整備する。遊歩道には拠点からの距離表示をする。
7. 緑地帯は適切に剪定する。
8. 南花台中央公園（仮称）は、最後まで住民の声を良く聞き整備する。
9. クビアカツヤカミキリの被害などで伐採したあとには、必ず植樹する。
10. 憩いの場である公園の駐車場は有料化しない。

（5）税務、市民窓口に関係するもの

1. 市民税、固定資産税の支払いについては、親切な納付相談を行うとともに悪質な者以外は差し押さえを実行しない。
2. 私有地や共有地であっても誰もが通行できる場合は、固定資産税を軽減する。
3. 木戸町、小山田町、市町、三日市町、小塩町、上田町、喜多町、加賀田、松ヶ丘、楠町などの住居表示は、住民の声を聞き実施する。

（6）自治安全に関係するもの

＜危機管理関係＞

1. 災害の種類と規模に応じた指定避難所を、市民にわかりやすいようにする。地域の自主防災委員会と共同し、実情に応じた避難所となるよう隨時見なおす。
2. 災害時の避難行動要支援者（高齢者・障がい者など）体制は住民に押し付けない。
3. 大災害時における市役所の電源確保のため、送電引き込み線の二重ルート化を進める。
4. 市独自の災害見舞金制度を創設し、市民からの寄付の受け皿となる基金を創設する。

5. 災害に備え、各家庭への雨水貯水タンク設置への補助金を創設する。
6. 被災時の各種減免制度について市民に周知する。
7. 防災行政無線が聞こえにくい地域の方に、個別受信機の貸し出し制度を周知し普及を図る。

＜自治協働関係＞

1. 自治会どおりの情報共有の橋渡しをする。
2. 住民自治は、住民の自主的な活動を下支えして前進を図る。各自治会を市職員が回り、悩みや提案を聞く。
3. 自治会が管理する防犯灯のLED化に伴い、電気代を全額補助する。
4. 地域の自治会館建設・改修に市の補助金を増額する。バリアフリー化への改築は別枠にて補助する。
5. 市の空き施設を利用し、南部地域と北部地域に地域コミュニティセンターを設置する。

(7) 産業、経済に関するもの

＜観光・産業政策関係＞

1. 人口減と労働力不足に向かう社会に対応するため、企業と学校の連携を橋渡しし、地域で若者が就職することを推進する。企業と学校と市が話し合う場を充実・発展させる。
2. 商圏内の実態調査を恒常的に行い、実態に即した支援をする。大規模小売店の出店を抑制し地域産業と地元商店を守る。「中小企業振興基本条例」を活用し、商工業の振興を積極的に行う。
3. 地域経済活性化のために、市が主催の民間事業者同士の交流会を充実させる。
4. NTN金剛製作所の跡地は、街づくりを前進させる土地利用となるよう働きかける。
5. 市の信用保証料特別減免補助制度を大阪府中小企業融資制度の全てに適用する。
6. 市独自の小規模企業融資を充実させる。

7. 起業家やフリーランスの零細業者が使えるシェアオフィスを、空き家や空き店舗を活用し市が整備して事業者を呼び込む。
8. 観光客の利便性向上のため、多目的トイレの設置・改築、道標などを整備充実する。
9. 当市の坂道を逆に利用し、のぼることを楽しむランナーやサイクリストを呼び込む。サイクルロードを整備する。スイーツカフェの案内や川で泳げることなど体験型のサイクルプランを提案する。
10. 男女共同参画推進条例に基づいて、女性中小業者や女性起業家の交流の場を設ける。
11. 買い物弱者に対して移動販売車などの誘致と、採算のとれない地域についても継続できるよう対策をとる。
12. 男女雇用均等、男性の育休取得率、奨学金の代理返済などを行う企業は、企業紹介ガイドブックに掲載し、労働者と企業の双方がメリットになるようとする。

＜農林関係＞

1. 「くろまろの郷」は、本来の趣旨に則り、農業振興と地域活性化の拠点にする。レストランは場所貸しにする。駐車場の出入りなどわかりやすく導線を引く。土日祝日の駐車場を拡充する。花の文化園と開園日時を調整する。
2. 遊休農地、管理休耕地を正確に把握し、新規就農を含めた担い手とのマッチングをすすめる。
3. 第4次食育推進基本計画の立場から、市として学校給食に地元農産物が使われるよう、農林課が主導して行う。地元農産物を優先して購入するために市が補助する。
4. 國際的な流れと「緑の食料システム戦略」に沿い、有機農業の振興をはかる。そのために、農地のゾーニングなどの調整を市がおこなう。市内有機栽培の農産物を学校給食にも活かしていく。
5. 農業振興のため、農協・農家と連携し、農機具等貸出や労務作業を支援する。
6. 池や水路の維持管理のために、資材費だけでなく労務費も市として援助する。
7. 林業従事者を育てる。大学や研究機関と協力するなど、産官学の体制を構築する。地元河内木材を公共施設などに活用し、販路を広げる。
8. 大阪府森林組合と協働し林業に従事する若者を正規職員で増やす。

(8) 生涯学習に関するもの

1. 市民プールは小学校低学年以下の子どもたちが利用できるように水深の浅いプールも整備する。
2. 公民館は施設や備品を修繕し、有料化しない。トイレの洋式化を行う。
3. ラブリーホールの駐車場の台数を増やす。
4. キックスの駐車場の精算機は地下2階にも設置する。
5. 下里人工芝球技場の平日の利用を促進するため、グランドゴルフや学生の合宿などで使いやすいプランを作る。市外の利用者の料金を見直す。
6. 寺社、講、氏子などが保存している、文化財などの維持管理を支援する。
7. 図書館のインターネットでの利用者登録は、マイナンバーを必要としないようにする。

(9) 上下水道に関するもの

1. 市の水道の主権を手放すことにつながる、大阪広域水道企業団への参入は行わない。市民の命を守る要の水道局は、市が責任を持って事業し、独自水源を守る。
2. 水道料金の値上げを抑制する。そのために一般会計からの利子補給を行うなど努力する。
3. 大阪広域水道企業団の水道料金値下げ分は、水道料金に反映させる。
4. 滝畠ダムの水をはじめ水道水源の汚染を防止する。水道水源保護条例にそって水源を守る。
5. 古い給水管の取り替えをすすめるなど漏水を防ぎ、有効率を高める。
6. 水洗化に伴う下水道工事費の住民負担を軽減する。
7. 公共下水に切り替わった団地コミュニティプラント（大規模集中浄化槽）跡地は、地元の意見を聞き有効利用する。
8. 千代田南町、旭ヶ丘など住宅団地内の農業用水路と道路側溝を兼ねる水路の排水対策を強化する。

(10) 消防に関するもの

1. 国基準の消防職員を確保するとともに、消防職員と団員の待遇改善をはかる。
2. 耐震性防火水槽を増設する。(現在の充足率は92.8%)
3. 住宅用火災警報器は、非設置家庭について設置するよう啓発し、低所得世帯には補助をする。
4. 廃棄対象の消火器は適正に処分するよう市民に周知徹底する。
5. 救急車の利用にあたって、市民への啓発活動に努める。

(11) 総合政策、総務に関するもの

1. 指定管理は「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に沿って抜本的に見直す。
2. 市の政策的に行う事業はポイント事業に偏らず、地方自治の本旨に則り住民福祉の充実をすすめる。
3. 公共施設の再配置については、市民とよく話し合い市民とともにすすめる。
4. 財政が厳しい事を理由に、すべての事業を一律に削減の対象としない。
5. 生活保護費横領事件に学び、必要とされる職員の実態をつかみ、全庁的に適性配置する。退職者や産休・育休などの長期休職の補充は正職員とする。市職員の労働条件を改善するとともに残業を減らし、新たな雇用を創出する。
6. あらゆるハラスメントゼロを目指す。
7. ジェンダー平等を推進する。市職員の管理職への女性の登用を積極的に進める。市内事業所で働く女性の均等待遇を促進する。
8. 男女共同参画推進条例に基づき、各種審議会の委員については、各方面から民主的に選び女性委員を増やす。
9. L G B T Q +など性の多様性を市民に知らせ、市条例の事実婚規定に同性婚を含めるようにする。
10. 学校やバス・鉄道事業者の協力を得て、痴漢の実態調査を行い、痴漢をなくす。
11. 市役所や公共施設のトイレの個室に生理用品を設置する。
12. 「正社員があたりまえ」人間らしく働くルールづくりを市が先導して行う。市職員の正規職員率を高める。

13. 全ての公共施設に市民が使えるインターネット環境を整備する。
14. 市が借りている土地は必要な所は買い上げるなど引き続き精査する。
15. 公共工事の入札制度は、常に改善し競争性を高め、談合が起こらないようにする。業務の最低落札価格を工事と同様に設定する。市発注事業の現場労働者の労働実態を把握し、無法な働き方を無くす。
16. 労働者や中小零細業者を守るため公契約制度を導入する。事業者とメリットや問題点を共有しながら、一緒に制定を目指す。
17. 大型公共施設の上下水道工事や電気工事などは、市内業者に分離分割発注を行い、地元業者への発注率をたかめる。
18. 総合評価入札制度を導入し市内雇用や地域での材料購入の条件を付すこと、地域循環型経済を構築する。
19. 市が購入する備品・消耗品などは市内の業者を優先する。
20. コンサルタント業務をはじめ全ての委託業務を再検討し、経費を節減する。
21. 憲法第9条の改悪に反対し、「非核平和都市宣言」を実りあるものにする。その為の予算は削減しない。
22. 駅や道路など公共施設のバリアフリー化をすすめ、お年寄りや障がい者にやさしい街づくりをすすめる。
23. 旧高野街道など市内の歴史ある街並みの保存をすすめる。
24. 各種審議会・付属機関を、市の追認機関や責任転嫁の隠れ蓑にしてはならない。審議を尽くせる審議会に向け適正化を行う。委員の重複は基本的に認めず、小論文の提出などを行い、公募を中心に入選を行う。
25. パブリックコメントについては市役所や公民館など公共施設に一覧で表示し市民に広く周知する。また、わかりやすい資料を提供し、募集期間を長くする。出された意見は、積極的に反映させる。
26. 市役所本庁舎以外でも公共施設の電気代を節約するため、特定規模電気事業者（P P S）への切り替えをすすめる。
27. 自衛隊への名簿提供について。除外申請が出来ることを広く市民に周知する。

（12）選挙に関するもの

1. 投票所は、各地域（住宅団地）ごとに設置し、誰もが投票しやすくする。国の補助金制度も使い投票所までの臨時バスや移動投票所を開設するなど投票に行きやすくする。

- 投票所のバリアフリー化を進める。靴を履いたまま投票ができるように地元の意見も聞いて工夫を凝らす。(現在42カ所中8カ所が靴を脱がなければならぬ) また投票台の後ろにカーテンを付け投票しやすいようにする。複数の選挙が同時に行われるときは車いす利用者の投票記載台は選挙の数と同じだけ用意する。投票場に出来るだけの駐車スペースを確保する。
- 選挙告示後、個人演説会の公営会場を広く確保し、市民が各候補者の政策を聞く機会を増やす。

(13) 国・府に対して要望するもの

<国に要望するもの>

- 憲法改悪と大軍拡に反対し、憲法をまもり活かすよう国に要望する。
- 立憲主義を守り憲法違反の戦争法（安保法制）ならびに集団的自衛権行使、敵基地攻撃能力を容認した閣議決定は撤回するよう国に要望する。
- 物価高に見合う賃上げを行うよう国に要望する。
- 市として核兵器禁止条約に批准するよう国に要望する。
- 地球温暖化を食い止めるため、二酸化炭素の削減目標を引き上げ、石炭火力の新增設はすすめず、環境破壊と将来性の無い原発は廃止するよう国に要望する。
- SDGs（持続可能な開発目標）に基づき市民社会がめざす未来を日本の政治に反映させるよう国に要望する。
- 女性差別撤廃条約の批准国としての責任をはたし、女性差別をなくしジェンダー平等の社会を実現するよう国に要望する。（国の男女平等度（ジェンダーギャップ指数）は2025年で世界148カ国中118位、G7ダントツ最下位）。
- 選択的夫婦別氏制度を実現するよう国に要望する。
- ケア労働（医療・介護・保育・障がい者福祉など）の賃上げや長時間労働の是正など、待遇を改善するよう国に要望する。
- 東京一極集中の経済構造をあらため、自治体間格差を縮小するよう国に要望する。
- 地方交付税を満額支出するよう国に要望する。
- 消費税を減税するよう国に要望する。
- 大企業への優遇税制をあらため、税金は富裕層に応分の負担を求めるよう国に要望する。

14. 大学授業料を段階的に半減し、希望するすべての学生がうけられる給付型奨学金を創設するよう国に要望する。
15. 認可保育所の30万人分の増設と、保育士待遇の大幅改善をすすめるよう国に要望する。
16. 派遣労働は一時的・臨時的なものとするよう派遣法を抜本改正し、「均等待遇」「同一労働同一賃金」となるよう国に要望する。
17. 最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最賃制にするよう国に要望する。最低賃金は1500円とするよう国に要望する。
18. 憲法や福祉の理念に反する「障がい者総合支援法」の応益負担は撤回し、早急に障がい者の声を入れた新法をつくるよう国に要望する。
19. 「障がい者総合支援法」にある介護保険優先原則をやめるよう国に要望する。
20. 障がい者年金の支給額を増額するよう国に要望する。
21. 特別支援学校を増設するよう国に要望する。
22. 障がい者の地域生活を支えるために必要な一定規模の入所機能を備えた「地域生活支援拠点」を法に位置づけ整備・拡充する。また、地域生活支援拠点が実効性のあるものにするために必要な財源を保障するよう国に要望する。
23. マイナ保険証は強制させない。紙の介護保険証を廃止しないよう国に要望する。
24. 子ども、ひとり親、障がい者の3大医療費助成は、国の制度として行うよう国に要望する。
25. 産科医や小児科医を増やすよう国に要望する。
26. 児童扶養手当を増額し、所得制限を緩和するよう国に要望する。
27. 地域医療再編計画の名で病床削減を地域の公立・公的病院に押し付けないよう国に要望する。
28. 国民健康保険料は、全国知事会などが要求してきた公費投入増を行い、協会けんぽの保険料並みに引き下げるよう国に要望する。
29. 国民健康保険料を抑制するためにも、国の補助率を38.5%から45%に戻すように要望する。また医療費窓口減免の全額を国が補助するよう要望する。
30. 国民健康保険料・介護保険料を年金から強制的に天引きしないよう国に要望する。

31. 国民健康保険料滞納者に対して、国民健康保険の資格確認証を発行させないことを市に強制しないよう国に要望する。
32. 国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料は全額国が負担するよう国に要望する。
33. 国民健康保険会計の事務費など地方自治体が必要とする経費については、法律どおり全額交付するよう国に要望する。
34. 差別医療の後期高齢者医療制度は、廃止するよう国に要望する。
35. 高齢者の医療費の窓口負担を1割負担に戻すよう国に要望する。
36. 介護保険は、要支援者を保険対象に戻し、要介護1・2を保険対象外にしないよう国に要望する。介護保険の国庫負担率の20～25%を当面30%に引き上げ、調整交付金の満額支給、保険料・利用料の減免制度を拡充するよう国に要望する。
37. 改悪された要介護認定制度を元に戻し、必要な人が必要な介護を受けられるよう国に要望する。
38. 介護事業所で働く職員の待遇改善をするため、介護報酬を引き上げるよう国に要望する。
39. 小・中学校の30人学級を実施するため、10万人規模で教員を増員するよう国に要望する。
40. 学校給食費の無償化をするよう国に要望する。
41. 幼児教育の給食費を無償化をするよう国に要望する。
42. 保育料の多子減免の所得制限を撤廃するよう国に要望する。
43. 食料自給率向上と日本の農業を守るため、価格補償制度や所得保障制度をつくるよう国に要望する。
44. 「事業者の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」とした所得税法56条の廃止を国に要望する。
45. 国から借りている地方債などは、無条件で繰り上げ償還ができるよう国に要望する。
46. 地方自治体が指定する指定金融機関が事務を有料化しないよう、国が金融機関を指導するよう要望する。
47. 公共施設の災害復旧における仮復旧工事に対する起債の交付税措置の割合(現在47.5%)を引き上げるよう国に要望する。
48. 被災者支援、復旧・復興への公的支援を抜本的に強化し、被災者の生活再建に向けて適切な支援を行うよう国に要望する。
49. 期日前投票所の開設、増設に国がお金を出すよう要望する。

＜国・府に要望するもの＞

1. 市・府民税は、強制的に年金から天引きしないよう国・府に要望する。
2. 国民健康保険の保険料の決定権を市町村にもどすよう国・府に要望する。
3. 生活保護法による現行の医療扶助の方式（医療券方式）は、病気になった時すぐに病院へ行けない仕組みとなっている。マイナ保険証を持たない人にも健康保険証のような医療証方式に改善するよう国・府に要望する。
4. アスベスト公害における厚生労働省の健康リスク調査は継続して行い、環境暴露を明らかにし、被害者に対する保障を充実させるよう国・府に要望する。
5. 特別支援学級と通常学級の極端な二者択一を押し付けないように国・府に要望する。
6. 支援学級と通常学級の両方に在籍する児童・生徒は、両方のクラスでカウントし、35人学級を堅持するよう、国・府に要望する。
7. 財界主導の関西州や道州制は、実施しないよう国・府に要望する。
8. 大阪南医療センターへの補助金を抜本的に増額し、病院機能を充実させ、3次救急病院・災害拠点病院となれるよう国・府に要望する。
9. 河内長野保健所を復活させるよう国・府に要望する。

＜府に要望するもの＞

1. 庶民の不幸を食い物にするカジノは、つくらないよう府に要望する。
2. カジノをはじめ大型開発をすすめるのではなく、中小業者を主役に経済を立て直し、地方都市の産業をまもり若者が地元で就職できる環境を作るよう府に要望する。
3. 教育に競争を持ち込むチャレンジテストは廃止し、テスト結果を教員の人事評価に反映させないよう府に要望する。
4. 子ども・障がい者・ひとり親家庭の医療費助成の市民負担増計画を撤回するよう府に要望する。
5. 憲法と教育の理念を否定し政治的介入を許す「教育基本条例」と「職員基本条例」は、教員の「評価・育成システム」とともに撤廃するよう府に要望する。
6. 学校教育を充実させるため、正規の教員を増やすよう府に要望する。
7. 府が廃止した学校安全管理員への補助を復活するよう府に要望する。
8. 定員割れを理由にした府立高校の廃止は行わないよう府に要望する。

9. 子どもの医療費の窓口負担を無くす。府が行っている子ども医療費助成を現在の就学前から中学校を卒業するまで拡充する。所得制限を撤廃するよう府に要望する。
10. 小・中学校の30人学級を実施するよう府に要望する。
11. 私立高校の授業料無償化は入学金なども府立高校並みにするとともに、学校には経営費助成金を拡充するよう府に要望する。
12. 府立「花の文化園」について、高齢者は入園料を無料化し、バリアフリー化を徹底するよう府に要望する。
13. 特別支援学級の教員の配置（加配）は、学級状況に応じて増員しやすいよう府に要望する。
14. 障がい者の入所施設を増設するよう府に要望する。
15. 療育手帳の新規発行、更新発行について、手続き後は速やかに発行するよう府に要望する。
16. 支援学校や障がい者入居施設などに災害時の発電機などを設置するよう府に要望する。
17. 府営住宅について、入居率の低い住宅の所得制限を緩和し空室をなくし、家賃の減免制度を改善し、住宅半減計画は撤回し、若い人が入居しやすくなるよう府に要望する。
18. 大阪広域水道企業団の水道料金を、さらに値下げをするよう府に要望する。
19. 大阪外環状線、上原町交差点の渋滞解消のため立体化を早期に実現するよう府に要望する。
20. 消えている停止線などの道路標示を、早急に整備するよう府に要望する。
21. 河内木材を使った住宅に対し補助金を出す制度を創設するよう府に要望する。
22. 劣化している歩道橋等の塗り替えを行うよう府に要望する。

以上